

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第9号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立小・中学校管理規則（昭和35年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務ブロック長)</p> <p>第13条の4 前条第2項に規定する総括事務長、<u>事務長及び主査</u>のうちから教育委員会が必要と認めた場合は、<u>事務ブロック長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>事務ブロック長</u>の職務は、別に定める。</p> <p>(<u>代表事務ブロック長及び副代表事務ブロック長</u>)</p> <p>第13条の5 第13条の3第2項に規定する総括事務長のうちから教育委員会が必要と認めた場合は、<u>代表事務ブロック長及び副代表事務ブロック長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>代表事務ブロック長及び副代表事務ブロック長</u>の職務は、別に定める。</p> <p>(<u>学校事務共同実施組織</u>)</p>	<p>(統括事務長及び副統括事務長)</p> <p>第13条の4 前条第2項に規定する総括事務長<u>及び事務長</u>のうちから教育委員会が必要と認めた場合は、<u>統括事務長及び副統括事務長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>統括事務長及び副統括事務長</u>の職務は、別に定める。</p> <p>(<u>事務ブロック長</u>)</p> <p>第13条の5 第13条の3第2項に規定する総括事務長、<u>事務長及び主査</u>のうちから教育委員会が必要と認めた場合は、<u>事務ブロック長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>事務ブロック長</u>の職務は、別に定める。</p> <p>(<u>学校事務共同処理組織</u>)</p>

第13条の7 教育委員会は、学校の管理運営に係る業務を組織的かつ集中的に処理し、学校の管理運営機能の適正化・効率化を図るため、学校事務共同実施組織を置く。

第13条の7 教育委員会は、学校の管理運営に係る業務を組織的かつ集中的に処理し、学校の管理運営機能の適正化・効率化を図るため、学校事務共同処理組織を置く。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。